

現金給付型の子育て支援の現状と課題

～児童手当制度を中心に～

企画調整室（調査情報室） 鈴木 克洋

いわゆる「子育て支援」が政策対象として脚光を浴びる中、子どものいる世帯に対して現金を給付する「子ども手当」など新たな政策メニューが提案されている¹。しかし、支給額の水準やその財源をどこに求めるかという面に関心が集中する一方で、社会保障としての政策の目的や他の社会保障制度や税制との整合性、目的遂行のための適切な手段や方法、実施主体や負担者などといった制度設計における根本的な議論はこれからである。こうした現金給付型の子育て支援の制度としては、既に「児童手当制度」が存在しており、なぜこれを拡充する新たな制度を創設しなければならないのかを含め明確な説明が求められるだろう。そこで、本稿では、現行の児童手当制度についてその現状と課題を整理する。

1. 現行の児童手当制度の概要

現行の児童手当制度は、「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、①家庭における生活の安定に寄与するとともに、②次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する」（児童手当法第1条。なお、丸数字は筆者加筆。）ことを目的として、昭和47年1月に施行された。

この児童手当制度は、支給対象となる児童を養育する者に対して現金を給付するものであるが、年金・医療などの「社会保険」のような保険料の事前拠出は求められず、基本的に公費で賄われる一方、生活保護など全額公費負担の「公的扶助」の受給の際に実施されるような資力調査（ミーンズテスト）は行われない²。このように公費負担でありながら、必ずしも貧困者を対象とした給付でない社会保障制度は「社会手当」と呼ばれており、児童手当制度もこの社会手当として位置づけられている³。

¹ これまで「児童手当法の一部を改正する法律案」（第164回国会衆法第9号）、「児童手当法の一部を改正する法律案」（第164回国会参法第6号）、「子ども手当法案」（第170回国会参法第3号）が国会に提出されている。

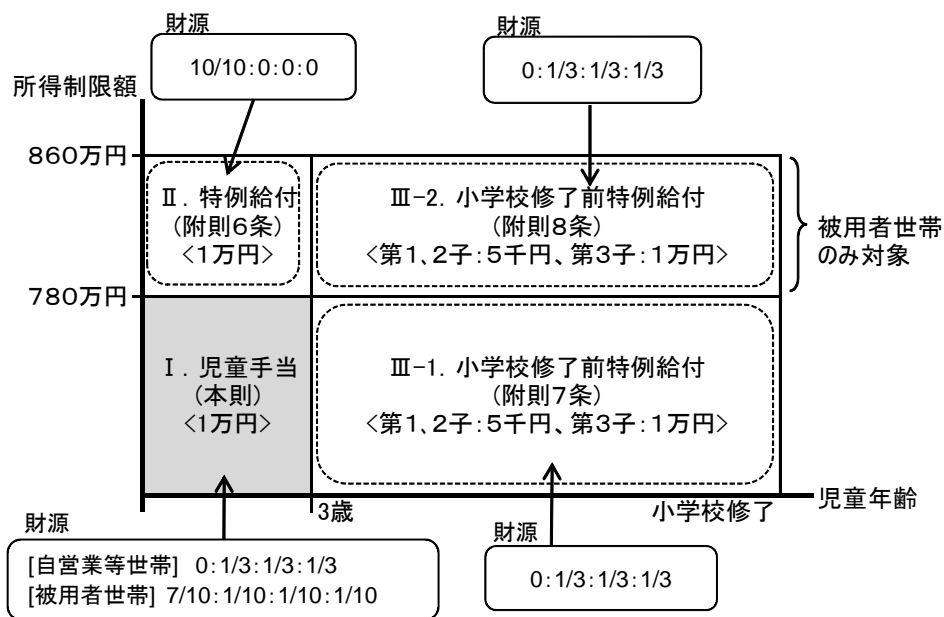
² ただし、支給対象を絞るため政令で所得制限を行っている。なお、資力調査（ミーンズテスト）は、所得だけでなく、資産や能力などの有無及びその利用可能性も調査の対象となる。

³ このほか、児童を対象とした社会手当としては、離婚等による生別母子世帯の家庭生活の安

現行の児童手当制度は創設時には、義務教育修了前の第3子以降に月額3千円を給付するものであったが、その後、支給対象や支給要件、支給額等の改正が幾度となく行われてきた。平成21年度時点の支給内容は、所得制限等の要件を満たす養育者に対して、3歳未満の児童には一人当たり月額1万円、3歳以上小学校修了前までの児童には、第1子及び第2子が一人当たり月額5千円、第3子以降が一人当たり月額1万円の手当を支給するものとなっている。

このように児童手当制度の支給面だけを見れば、要件、支給内容等は一律となっている。しかし、それら支給の裏付けとなっている制度は、実際には、受給者世帯の職業や収入額、支給対象児童の年齢等によって次の4つに分かれており、それぞれに財源も異なっている（図表1）。

図表1 児童手当制度の概要（イメージ）



(注1) () は根拠条文。< >は対象児童一人当たりの支給額。

(注2) 財源の比率は「事業主：国：都道府県：市町村」。なお、被用者世帯のうち公務員世帯については、いずれの給付でも全額を所属官庁（国家公務員は所属省庁、地方公務員は所属する都道府県、市町村）が負担することになっている。

(注3) 所得制限額は、配偶者＋子2人の場合における養育者の総収入ベース。

(出所) 跡田直澄・前川聡子編著『社会保障一体改革への途』85頁を基に作成

I. 児童手当（本則）：本則に規定する本来の児童手当。3歳未満の児童を対

定と児童の福祉の増進に寄与することを目的とした「児童扶養手当」や心身に障害を有する障害児の福祉の増進に寄与することを目的とした「特別児童手当」がある。

象とし、本則の所得制限等の要件(配偶者と子2人の場合収入ベースで780万円)⁴を満たす養育者に対して支給。財源は養育者の就業形態で異なり、非被用者(自営業者等)は全額公費、被用者(サラリーマン)は事業主の拠出金⁵と公費。

Ⅱ. 特例給付(法附則第6条)：本則(Ⅰ)の所得制限超過のため児童手当を受けられない「被用者」に対する特例措置。昭和57年の所得制限額引下げの際に期限付きの特例措置として導入。平成3年に「当分の間」に改正。本則よりも高く設定される所得制限(同860万円)等の要件を満たす者に対して児童手当と同額の手当を支給。財源は全額事業主の拠出金。

Ⅲ. 小学校修了前特例給付：3歳以上小学校修了前の児童を対象とし、養育者に対して支給する特例措置。平成12年に義務教育就学前の児童を対象とした「就学前特例給付」として「当分の間」の措置として導入。平成16年に小学校3学年修了前まで、平成18年に小学校修了前まで拡充。財源は全額公費。以下の2つで構成。

Ⅲ-1. 小学校修了前特例給付(法附則第7条給付)：小学校修了前特例給付のうち、本則(Ⅰ)の所得制限等の要件を満たす養育者に対して支給するもの。

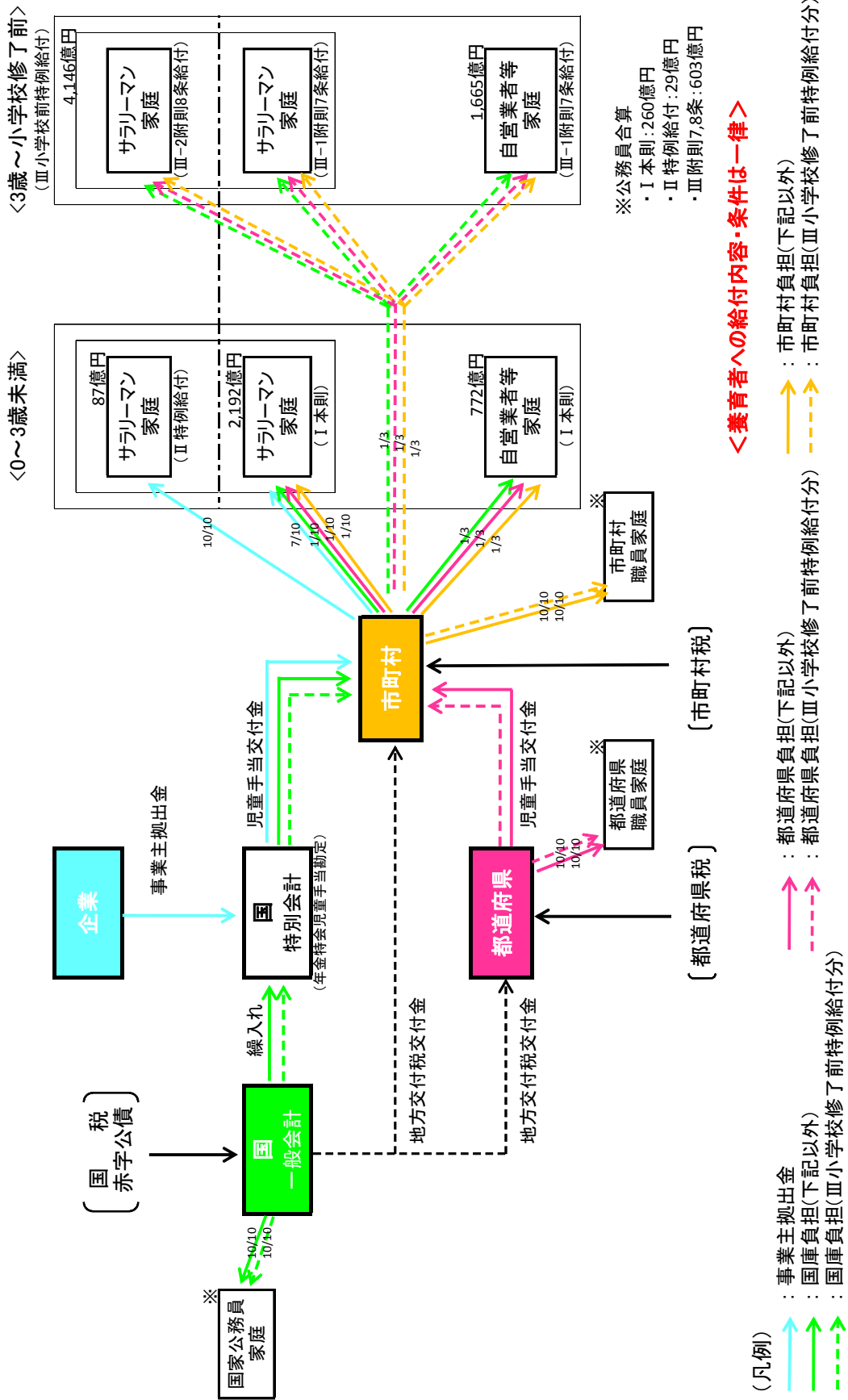
Ⅲ-2. 小学校修了前特例給付(法附則第8条給付)：小学校修了前特例給付のうち、本則(Ⅰ)の所得制限超過のため附則7条(Ⅲ-1)の給付を受けられない「被用者」に対するもの。特例給付(Ⅱ)と同じ所得制限等の要件を満たす養育者に対して支給。

このように一言で児童手当制度といっても、その中身は複雑である。受給者にとっては給付制度の違いを意識せずに一律の条件・給付内容等によって給付を受けることができるが、その財源については、養育者の職業や支給対象児童の様態等によって、様々な財源が組み合わされている。このため、児童手当支給に係る財源の流れはかなり複雑になっている(図表2)。こうした制度・財源の複雑さは累次の制度改正が背景にあると言えよう。次節以降で児童手当制度の変遷についてみることにする。

⁴ 所得制限額については、政令で定められる。Ⅱの特例給付の場合も同じ。

⁵ 事業主の拠出金率は、毎年度、拠出金をもって充てられる給付予定額と賦課標準の予想総額との割合を基準として、政令で定められる。さらに、拠出金率には、児童育成事業に要する費用(延長保育や学童保育等への助成等)のうち拠出金をもって充てる分も上乘せされる。現在の拠出金率は、1.3/1000である。

図表2 児童手当制度における財源のフロー図（イメージ）

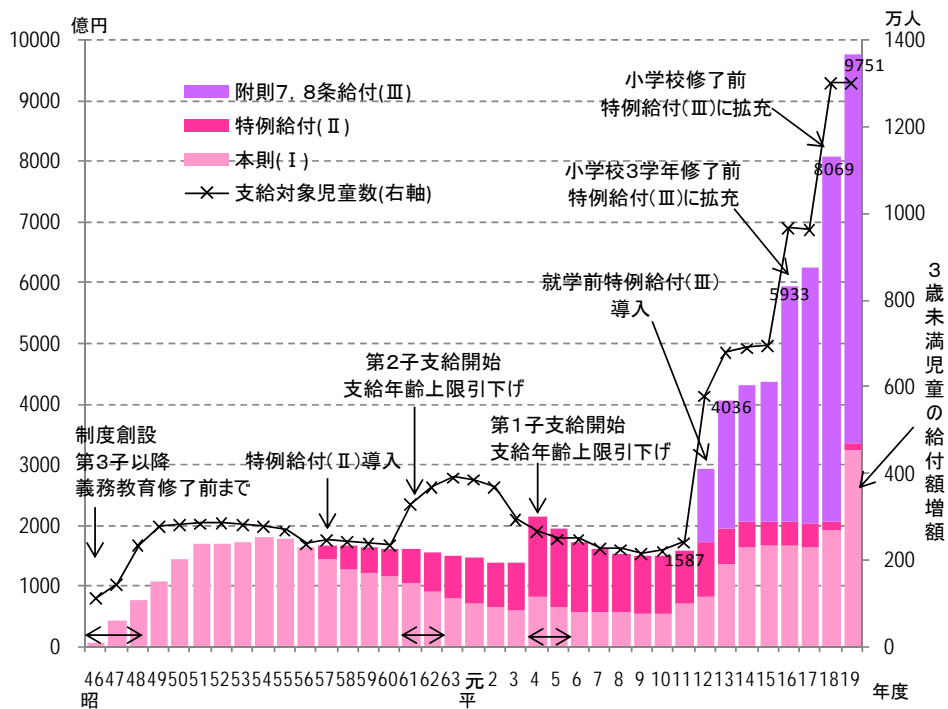


2. 児童手当制度の支給内容の変遷と支給額の推移

図表3は、児童手当制度創設時から平成19年度まで児童手当の支給対象児童数と支給額の推移をみたものである。これによると児童手当制度は、平成12年度の就学前特例給付(Ⅲ)の導入を境に全く違う傾向を示している。

まず、創設から平成11年度までの期間では、制度変更等に伴う経過期間を除けば、給付額はおおむね1,400～1,800億円程度、支給対象児童数も220～280万人程度でほぼ横ばいで推移している。この間、昭和61年度に第2子まで支給対象児童が拡充され、平成4年度には支給対象児童の第1子までの拡充と給付額の引上げなどの制度改正が加えられてきたが、同時に支給対象年齢上限の引下げなどが実施されることなどによって(図表4)、支給額・支給対象児童数の上昇は抑制されることになった⁶。

図表3 児童手当の支給対象児童数と支給額の推移



(注1) ←→ は段階実施(経過)期間。なお、制度の施行時期が年度途中であるなどから、統計上、導入初年度の支給額や支給対象児童が平年度より少ない(多い)場合がある。

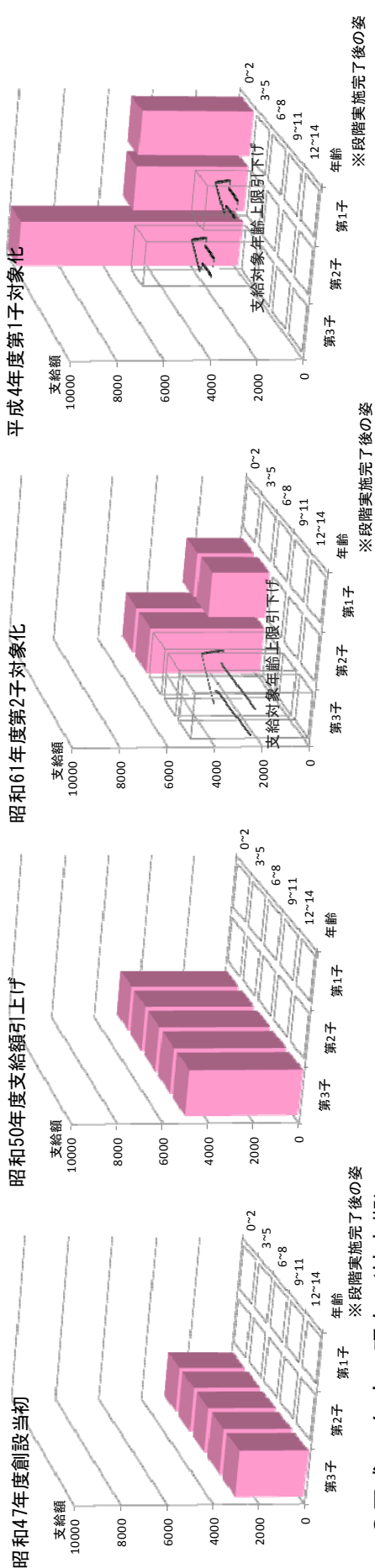
(注2) 支給対象児童数は、各年度2月末現在。

(出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童手当事業年報』(各年度)等から作成

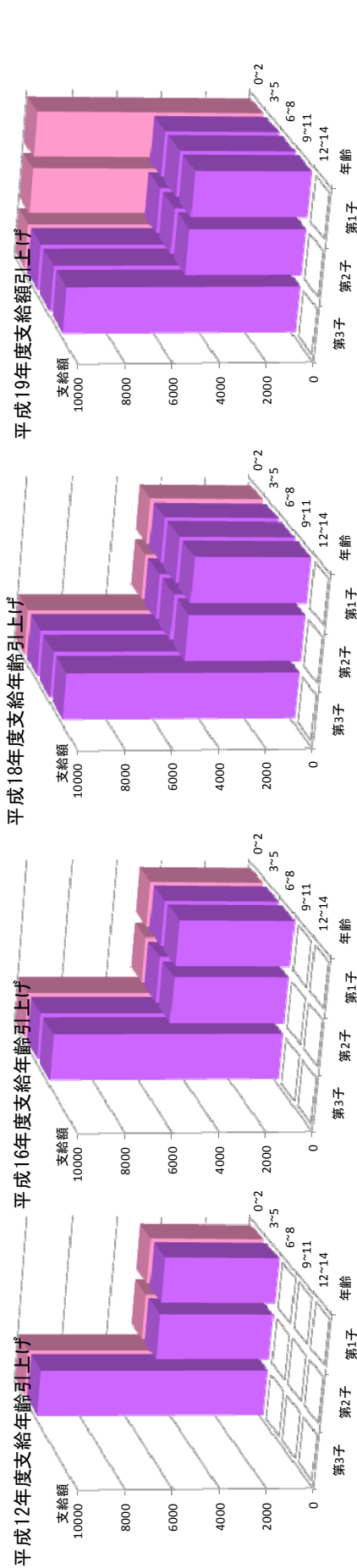
⁶ 昭和57年度に所得制限引下げが行われたが、支給額等に大きな変化は見られない。これは同時に導入された特例給付(Ⅱ)で所得制限超過となった者も支給対象となったからと考えられる。

図表4 児童手当の支給内容の変遷

● 昭和47年度創設～平成11年度（抑制期）



● 平成12年度～現在（拡充期）



(注1) 桃色は本則(I)及び特例給付(II)。紫色は小学校修了前(就学前、小学校3学年修了前) 特例給付(III)。

(注2) 支給対象児童年齢は、制度上、年齢のほか小学校修了などの年齢で区分されていることから、本図表では、便宜上、6～8歳を小学校低学年、9～11歳を小学校高学年、12～14歳を中学生とした。

(出所) 筆者作成

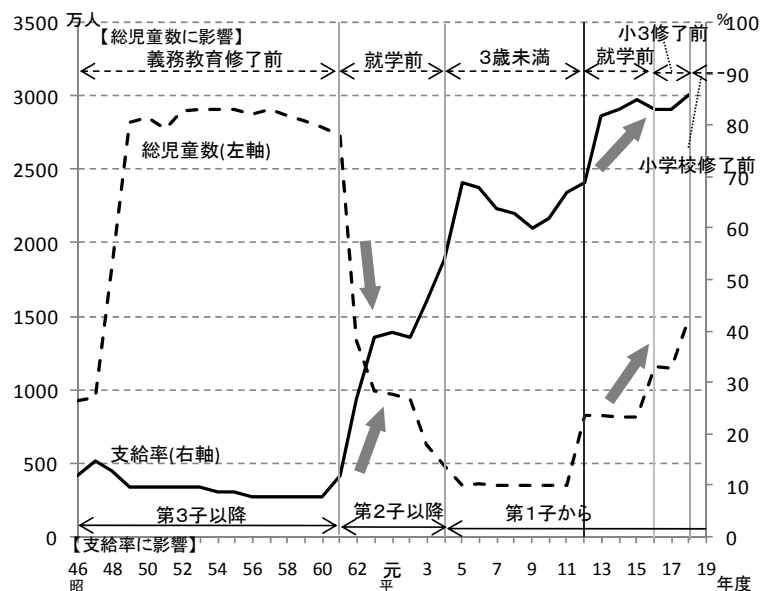
しかし、平成 12 年 6 月の就学前特例給付(Ⅲ)の導入を契機として、その後は給付額・支給対象児童数は増加の一途にある。就学前特例給付の導入後の平成 13 年度には支給額が 4,036 億円(支給対象児童数 677 万人)となり平成 11 年度までの抑制期の 2 倍強になった。平成 16 年度はこれが小学校 3 学年修了前まで拡充されて支給額は 5,933 億円(同 965 万人)になり、平成 18 年度にはさらに小学校修了前まで拡充されるなどによって支給額は 8,069 億円(同 1,299 万人)になった。加えて、平成 19 年度には、本則(Ⅰ)の改正によって 3 歳未満児童の支給額が一律 1 万円に引き上げられるなどして、支給額は 9,751 億円(同 1,298 万人)となった。平成 19 年度の支給額は、これら特例給付制度等の導入直前の平成 11 年度対比で約 6 倍、支給対象児童数では約 5 倍強となっている。

これらの動きを支給率の面から見ると(図表 5)、昭和 61 年度、平成 4 年度における支給対象児童

の第 2 子拡大、第 1 子拡大等によって支給率は高まっていくものの、同時に行われた支給対象年齢上限の引下げで総児童数が減るというように、支給率と総児童数はバーターの関係にあったことが確認できる。一方、平成 12 年度以降は、総児童数、支給率とも拡大方向にある。就学前特例給付(Ⅲ)の導入に伴う支給対象年齢の引上げで総児童数は増加するとともに、養育者の所得制限の引上げ等によって支給率も上昇している。

ただし、このように平成 12 年度以降、急拡充してきた児童手当制度ではあるが、その内容は平成 19 年度の 3 歳未満児童の支給額引上げを除けば、飽くまで本則(Ⅰ)の対象を絞った中での附則上の「当面の間」の措置であることは特記すべき点である。

図表 5 児童手当制度における支給率の推移



(注 1) 支給率 = 支給対象児童数 / 総児童数

(注 2) 支給対象児童数は各年度 2 月末現在。総児童数は支給対象年齢と同じ年齢に含まれる児童数で 10 月現在推計値。

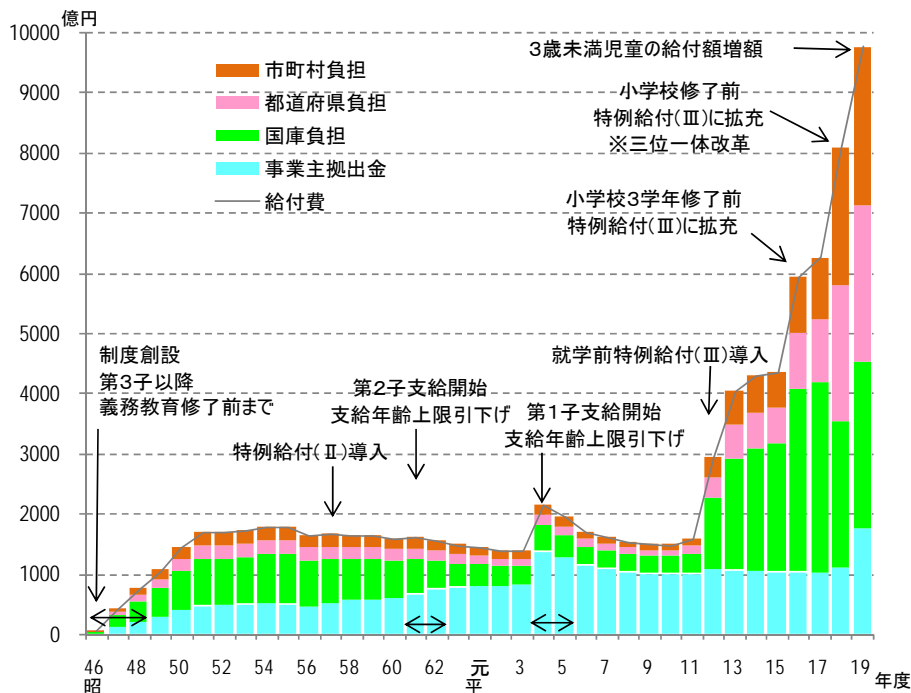
(出所)「児童手当制度に関する質問に対する答弁書」(平成 20 年 6 月 10 日内閣衆質 169 第 459 号)を基に作成

3. 児童手当制度の財源の推移

前節では児童手当支給額の推移を見たが、その給付の裏付けとなる財源の状況について確認する。図表6は、創設時から平成19年度まで児童手当制度の財源の内訳を見たものである。

児童手当制度における財源については、前述のとおり受給者からの拠出は求めずに公費（税）と事業主拠出金でまかなわれている。これらの間の負担配分率は、児童手当本則（Ⅰ）については、非被用者（自営業者等）については「国：都道府県：市町村＝1/3：1/3：1/3」、被用者については「事業主拠出金：国：都道府県：市町村＝7/10：1/10：1/10：1/10」となっている。なお、この負担配分率は、平成18年度の「三位一体改革」における補助金等の見直しに伴って変更されたものであり、それ以前は、非被用者については「国：都道府県：市町村＝4/6：1/6：1/6」、被用者については「事業主拠出金：国：都道府県：市町村＝7/10：2/10：0.5/10：0.5/10」と制度創設当初から変更がなかった。

図表6 児童手当の支給額と財源内訳の推移



(注1) 都道府県と市町村の負担分は金額が公表されていないため、便宜上、全体の給付額（実績額）から事業主拠出金と国庫負担金の合計額（決算額）を差し引いた金額を都道府県と市町村とに二分した。

(注2) 国庫負担、都道府県負担、市町村負担には、それぞれ公務員に対する全額負担分も含まれる。

(注3) ←→ は段階実施（経過）期間。

(出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童手当事業年報』（各年度）等から作成

一方で、この間に導入された特例措置についての財源は様々な方法が採られてきた。昭和 57 年度に導入された特例給付(Ⅱ)は、その財源はすべて事業主の負担とされた。他方、平成 12 年度導入の就学前特例給付(Ⅲ)においては、その財源はすべて公費とされ、「国：

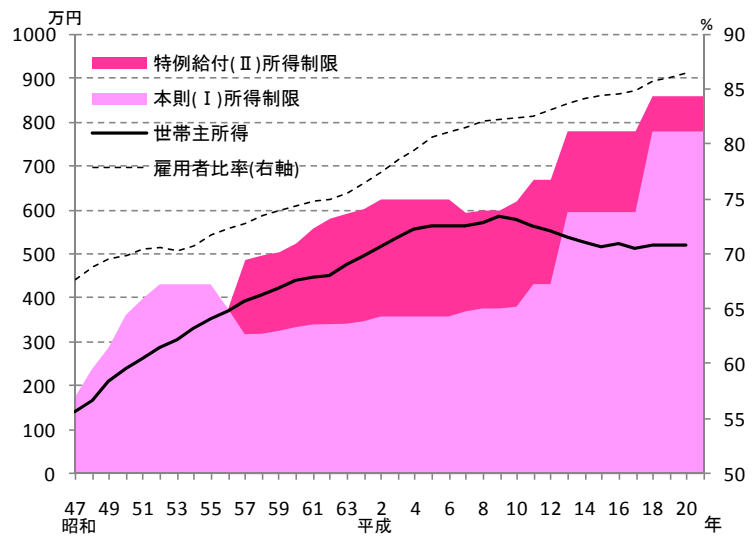
都道府県：市町村＝4/6：1/6：1/6」でまかなわれることとなった。これが「小学校修了前特例給付」に拡充された平成 18 年度には、前

述の「三位一体改革」によって「国：都道府県：市町村＝1/3：1/3：1/3」に変更されている。なお、公務員分については事務処理の合理性などから、いずれの給付においてもその公務員の所属する官庁が全額負担している。

こうした財源の推移を念頭に図表 6 を見ると、創設から平成 11 年度までの抑制期では、昭和 57 年度の特例給付(Ⅱ)導入後、児童手当制度全体の財源に占める事業主拠出金のシェアは徐々に拡大していることが分かる。これは、本則(Ⅰ)の所得制限引き上げの抑制とともに被用者世帯の増加といった影響を受けて(図表 7)、全額事業主負担の特例給付のシェアが拡大していったからと考えられる。

児童手当制度全体の財源に占める事業主拠出金の割合は、昭和 57 年度は約 31% (516 億円/支給総額 1,659 億円)であったものが、平成 11 年度には約 65% (1,009 億円/支給総額 1,587 億円)にも達しており、当時本制度を財源面で支えていたのは、事業主の負担だったということが分かる。

図表 7 児童手当制度の所得制限の推移



- (注1) 所得制限は「専業主婦＋子2人」ケースの総収入ベース。
- (注2) 世帯主所得は、2人以上世帯のうち勤労者世帯における世帯主収入を年ベースに換算。なお、平成11年以前は農林漁業世帯を除くベース。
- (注3) 雇用者比率＝雇用者総数／労働者総数×100
- (出所) 総務省「家計調査年報」、「労働力調査」等から作成。

制されたものの、その分地方の負担は増加することとなった⁷。また、平成 19 年度は、本則(Ⅰ)及び特例給付(Ⅱ)に係る給付額が引き上げられたため、国・地方の負担が増加しただけでなく、事業主の負担も再び増加している。

以上のように、児童手当制度は、本則(Ⅰ)では支給対象等が絞られる一方、支給対象範囲の拡充は、基本的に特例制度で対応するといった方法がとられてきており、これらの変遷が制度を複雑にしてきたと言えよう。

なお、平成 12 年度以降の支給対象児童の拡充に当たっては、支給増額分に相応する財源について、その都度、確保に努めることとされている。平成 12 年度の就学前特例給付(Ⅲ)の導入の際には、年少控除の廃止⁸、平成 16 年度の小学校 3 年生まで拡充の際には、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止⁹といった税制上の所得控除の見直しによる増収、平成 18 年度の小学校 6 年生まで拡充の際には、たばこ税の増税¹⁰が行われたほか、平成 19 年度の本則(Ⅰ)及び特例給付(Ⅱ)における支給額引上げの際には、当年度分については、緊急雇用創出特別基金からの国庫返納一部前倒しの措置等¹¹で対応するとされている。なお、平成 20 年度以降の公費の財源については、自公連立政権における「平成 19 年度与党税制改正大綱」において「税制の抜本的・一体的改革の中で検討する」とされていたが、その後検討は進んでいない。

⁷ 「三位一体改革」による地方負担の増加分については、基本的に税源移譲によって措置することとされた。なお、平成 18 年度は、同時に支給対象児童を小学校修了前まで拡大しており、その相応分だけ国と地方の財政負担は増加している。この拡充分の財源については脚注 10。

⁸ 年少控除は、16 歳未満の扶養親族（年少扶養親族）について、通常の扶養控除額(38 万円)に 10 万円を割増した 48 万円を所得控除できるというもの（所得税のみ）。しかし、この年少扶養控除制度は平成 11 年度に導入され（導入時による減収見込みは▲2,850 億円程度）、翌 12 年には廃止されたものであり（廃止による増収見込額は 2,030 億円程度）、そもそも財源として認識してよいかについて議論はあるだろう。

⁹ 配偶者特別控除の上乗せ部分は、配偶者の所得が 38 万円以下（住民税は 33 万円以下）の場合に配偶者控除 38 万円（住民税は 33 万円）に上乗せして最大 38 万円（住民税は 33 万円）の所得控除を受けることができる制度。平成 15 年度税制改正で廃止され、平成 16 年分所得から適用された。平成 16 年度の増収見込額は国税 4,790 億円、地方税 2,554 億円。このうち、児童手当制度の財源については国・地方総額 2,500 億円の枠内で措置するとされた。

¹⁰ たばこ税の増税の見込額は、平成 18 年度の初年度は国税 710 億円、地方税 882 億円、平年度では国税 940 億円、地方税 940 億円となっている。なお、地方負担増加分において、たばこ税増収を充てても不足する分については、新たに創設された「児童手当特例交付金」で措置することとなった。

¹¹ 同基金は、平成 10 年度補正予算において、リストラ等による中高年離職者対策として(財)高年齢者雇用開発協会に時限的に造成された（当初は平成 16 年度まで。その後 3 年延長されて平成 19 年度まで）。本事業終了後残額は国庫返納されることになっていたが、平成 19 年度に一部前倒しされ約 696 億円が返納された。なお、平成 19 年度の地方負担増分については地方特例交付金で措置するとされたほか、事業主拠出金の負担増分については拠出金率の引上げが行われた。

4. 求められる現金給付型子育て支援の目標の明確化

このように、現行の児童手当制度は、平成12年度以降、支給対象・水準ともに徐々に拡充されてきた。また、提案されている「子ども手当」も支給対象を拡充するものであり、現金給付型の子育て支援策は、現在拡充の方向に向かっている。ただし、これまでの議論において社会保障制度における児童手当制度の位置づけ、他の社会保障制度や扶養控除制度などの税制との整合性¹²、目的遂行のための適切な手段や方法、実施主体や負担者などといった根本的な議論が十分尽くされたとは言い切れないだろう。

こうした現金給付型の子育て支援については、その政策目標の重点をどこに置くのか必ずしも明らかではない。現行の児童手当法は、①家庭における生活の安定の寄与という「所得保障施策」と②次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上という「児童福祉施策」といった「異質な」¹³目的が並記されているだけである。さらに最近では、現金給付型の子育て支援に対して、現行の児童手当法では直接の目的とはしていない政策、例えば出生率を上昇させるための「人口政策」、家計の可処分所得を増やして内需拡大を進めるといった「賃金政策」や「経済対策」¹⁴への期待も加わって、実現目標はますます不明瞭になっているといえよう。重視する目標が異なれば、採るべき手段・方法も当然異なることになる。

このため、現金給付型の子育て支援の策定に当たっては、実現目標をどのように設定し、その目標達成のためには、どのような方法が望ましいか十分な検討が必要である。例えば、内閣府の調査では、支給された児童手当の用途について「月々の家計の足し」、「子育て費用」が上位にあり¹⁵、所得政策として一定の効果は見られるが、一方で子育て世帯が子育ての中で感じる負担については、子どもの養育費（生活費・教育費）などの経済的なものよりも、子どもの

¹² 税制面の支援を含めた家計の世帯形態別、収入別における子育ての所得支援についての一考察は、補論1を参照。

¹³ 堀勝洋『社会保障読本[第3版]』（東洋経済新報社、2004.4）228-229頁。この中で、児童手当制度を児童福祉政策の面からみた場合には、児童手当では実効力が乏しい政策に墮するおそれがあり、現金給付が適当な手段・方法・政策であるかを問わなければならないし、むしろ乳幼児や児童に対する保育・保健・健康管理などのサービスなどの施策の充実を図らなければならない旨述べている。

¹⁴ 現金給付型の子育て支援策拡充に伴うマクロ経済への影響試算は、補論2を参照。

¹⁵ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『平成20年度少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査』（平成21年3月）によれば、児童手当の用途（複数回答）について、上位から順に、①特に用途は決めず、月々の家計に足して使う（32.9%）、②子どもための貯蓄に当てている（32.1%）、③子どものミルクやおもちゃ、衣服など子育て費用に当てている（28.4%）、④塾や習い事など教育費に当てている（16.7%）、⑤保育料や幼稚園費に当てている（16.0%）となっている。

しつけ、自分の自由な時間などの精神的なものの方が大きくなっているとの調査結果もあり¹⁶、「児童の育成」「少子化政策」という面では養育者への現金給付が目標達成手段として最も効果的な政策かについては議論の余地は大きいだろう。

そもそも社会保障制度は、政府が強制的に国民から社会保険料や租税を徴収して、保障・ニーズを求める特定の国民に支出する再分配政策であり、また、その給付対象や給付水準等については、量的に絶対的な基準は存在しない¹⁷。特に、租税を原資とする現金給付は、財政負担が直接見えにくいことから便益を受ける者においては、支給額や支給対象についての要求が過大となる一方、便益を受けない者や増税等によって負担が増加する者においては、支給内容の拡充に対する視線は厳しくなる。また、現在、保育所待機児童の常態化にみられる保育所不足問題¹⁸やいわゆる「子どもの貧困」など児童福祉分野において解決すべき喫緊の政策課題も多い。こうした状況下において、限られた財源を有効に活用する視点からも、子育て支援として重視する政策目標の優先順位を付ける必要があるだろう。例えば、保育や教育における量と質の両面の充実など子育て支援や児童育成など直接児童に対する施策に重きを置き、むしろ現金給付型の子育て支援は必要最低限にとどめるといった選択肢も含め、社会全体で子育てを支える仕組みを構築できるよう、子育て支援政策について幅広い議論が行われることが望まれる。

(内線 75043)

【参考文献】

- 跡田直澄・前川聡子編著『社会保障一体改革への途』清文社、平成 19 年 5 月
小塩隆士『社会保障の経済学[第 3 版]』日本評論社、平成 17 年 2 月
財団法人こども未来財団『平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 子育て家庭の経済状況に関する調査研究』、平成 18 年 2 月
児童手当制度研究会監修『四訂 児童手当法の解説』中央法規、平成 19 年 7 月
堀勝洋編『社会保障読本[第 3 版]』東洋経済新報社、平成 16 年 1 月

¹⁶ (財)こども未来財団『平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 子育て家庭の経済状況に関する調査研究』(平成 18 年 2 月)によれば、子育てで感じる負担について、①子どものしつけや子どもとの接し方が適切にできているか(46.0%)、②自分の自由に使える時間が少ないこと(25.5%)、③現在子どもにかかっている養育費(生活費・教育費)(23.4%)となっている。

¹⁷ 例えば、現行の児童手当制度の給付額が創設当時に 3,000 円と決められたが、この根拠は「児童養育費の 1/2」を給付するというものだった。

¹⁸ 待機児童数について、厚生労働省の調査によれば、保育所では 25,384 人(平成 21 年 4 月)、放課後児童クラブでは 11,438 人(平成 21 年 5 月)となっている。

補論 1 児童手当制度と税制面から見た子育て支援額の各世帯別試算

本論で見たように児童扶養に対する所得面での支援については、児童手当の給付だけでなく、税制面からの支援も存在する。そこで本補論では現行の児童手当制度（給付）と税制における扶養控除等による納税額（軽減）を世帯形態別に試算する。本補論で取り上げた世帯の形態は、次の3ケースである。

①専業主婦＋高校生（特定扶養控除対象者）1人＋小学生1人

②専業主婦＋3歳未満児童1人

③小学生1人（共稼ぎ世帯）

【参考】専業主婦（夫婦のみ世帯）

※いずれも世帯主は被用者

試算においては、社会保障面では児童手当制度、税制面では所得税と個人住民税所得割のうち配偶者控除と扶養者控除（特定扶養者控除を含む）を検証の対象とした。なお、税制面については、扶養する配偶者や児童がいることによって、これら扶養者がいない場合と比較して課税額が軽減された分を「税制面での支援」と定義し、この「税制面での支援」と児童手当制度における給付額を合計したものを本補論における「子育て支援額」とした。

以上の試算結果を各世帯形態別に収入に応じてどれだけの子育て支援があるかをみたものが補論図表1である。本補論において定義した子育て支援は、下から順に、税制面の支援（所得税分）（緑色）、児童手当制度による給付額（青色）、税制面の支援（住民税分）（桃色）の合計額となる。

まず、「税制面での支援」についてみる。税制においては、配偶者控除38万円（住民税は33万円）、扶養控除38万円（同33万円）、特定扶養控除63万円（同45万円）を所得から控除することができる。これらの控除を前提として「税制面での支援」を算出すると、所得税分では、いずれの世帯形態も、収入が高くなるほどその支援額は大きくなる。これは所得税が累進税率となっているためと考えられる。また、住民税分については、税率は一律10%のため収入とは関係なく支援額は一律である。

次に、「児童手当制度の給付額」については、本論でも述べたように3歳未満の児童には一人当たり月額1万円、3歳以上小学校修了前までの児童には、第1子及び第2子が一人当たり月額5千円、第3子以降が一人当たり月額1万円の手当が支給されるものであり、本図表でも児童手当制度における支援額が確認できる。ただし、この児童手当制度における支援は、所得制限があるため、

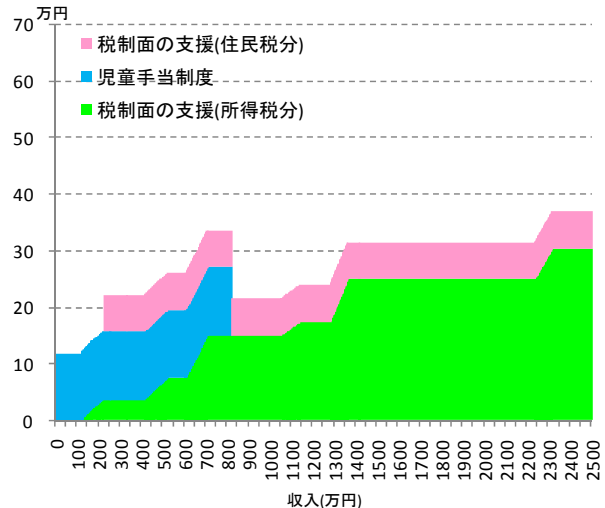
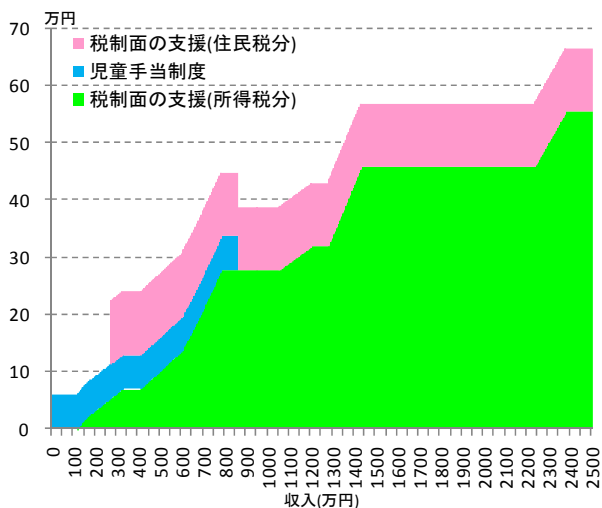
収入がある一定水準を超えるとゼロになる。

そして最終的な「子育て支援額」は、これらの合計となるが、いずれの世帯形態においても、所得がある一定水準を超えると児童手当制度の給付のはく落により落ち込むことが確認できる。

補論図表 1 児童手当制度と税制面から見た子育て支援の各世帯別試算

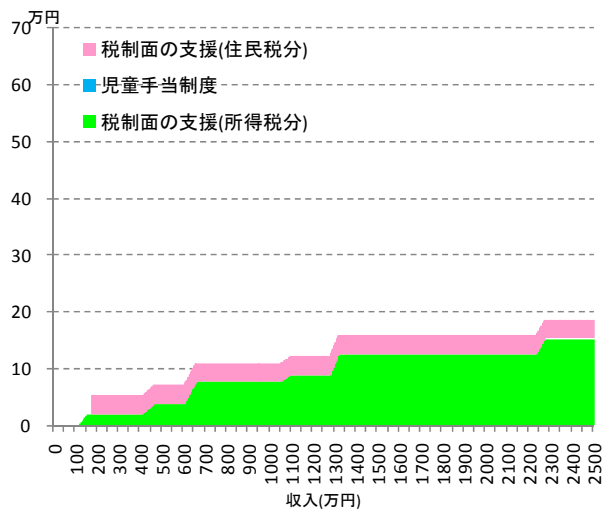
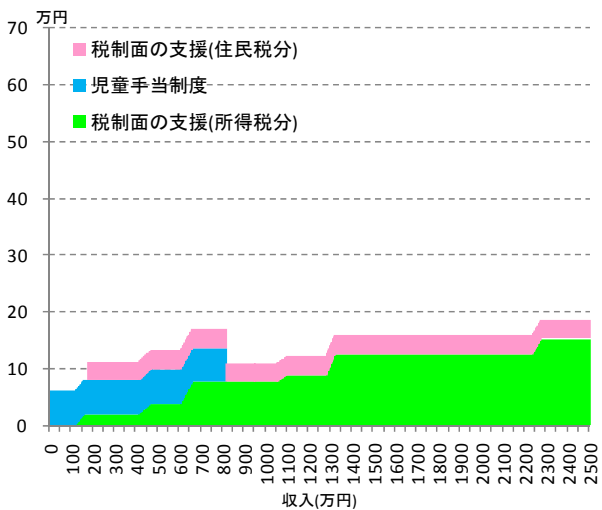
①専業主婦+高校生1人+小学生1人

②専業主婦+3歳未満児童1人世帯



③小学生1人(共働き世帯)

【参考】専業主婦(夫婦のみ世帯)



(注1) 収入は世帯主の給与収入。課税額の算出に当たっては、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除、社会保険料控除を控除対象とした。なお、社会保険料控除については、一定の社会保険料控除が行われるとした。

(注2) 税制面の支援 = (扶養控除等の控除前の所得に対する課税額) - (扶養控除等の控除後の所得に対する課税額)。なお、扶養控除等は、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除。

(注3) 住民税は個人住民税所得割のみ。なお、非課税限度額の算出に当たって必要となる家族数は同一とした。

(出所) 筆者試算

補論2 現金給付型の子育て支援の拡充に伴うマクロ経済への影響試算

本補論でみたように現金給付型の子育て支援の拡充に対して経済効果を期待する議論もある。そこで本補論では、支援額を増やした場合、マクロ経済全体ではどの程度の影響があるのかについて一考察を加える。

経済への影響を見る際には、支援増額分の財源をどこから調達するかによって影響の程度が異なってくることになる。実際には、様々な方法によって財源が集められると考えられるが、本補論では議論を単純化するため、次の3ケースを考えた。

- ① 支給額の増分をすべて家計への増税でまかなう場合（家計間の所得移転）
- ② 支給額の増分だけ公共投資を減額する場合（財政支出の振替）
- ③ 支給額の増分をすべて公債で調達する場合（公債新規発行）

まず、①のケースでは、支給増によって所得が増加する世帯と増税によって所得が減少する世帯があることから、家計全体ではプラスとマイナスの効果が打ち消され、大局的に見れば経済への影響はほとんどないと考えられる¹⁹。

次に、②と③のケースについては、経済主体間での分配の変更となるため量的に試算する²⁰。なお、試算に当たっては、支給総額を5兆円（名目GDP 1%程度）増額すると仮定し、2年先までの影響をみた。

補論図表2 支給額増額に伴うマクロ経済への影響

(乖離率、%)

	ケース② 財政支出の振替			ケース③ 公債新規発行		
	実質消費	実質GDP	公債残高	実質消費	実質GDP	公債残高
1年目	0.56	▲ 0.54	0.01	0.70	0.36	0.35
2年目	0.80	▲ 0.51	0.05	1.21	0.71	0.88

(注1) 乖離率 = (シミュレーション解 - 標準解) / 標準解 × 100

(注2) ▲はマイナスの効果。

(出所) 筆者試算

¹⁹ 実際には、児童の有無、所得の高低など家計ごとに消費性向が異なるため、経済に何かしらの影響を与えることになると考えられる。しかし、各世帯の行動について、データ制約があること、様々な要因が各世帯の行動に影響を与えるため類型化が難しいことなどから、これを定量的に評価することは難しい。

²⁰ 1～2年先の経済への影響を観察するのに適した短期のモデルで試算した。なお、結果はマクロ経済モデルによる試算のため、幅をもって解釈する必要がある。

試算結果は、補論図表2のとおりである。まず、実質消費については、ケース②では1年目0.56%、2年目0.80%の押し上げ効果、ケース③では1年目0.70%、2年目1.21%の押し上げ効果があり、②と③のいずれのケースも、支給額増額の効果が確認することができる。これは、家計の所得が増加したことによって、消費が刺激されたものと考えられる。

一方、対照的な結果となったのは、実質GDPへの効果である。ケース②では、実質GDPが押し下げられることになった（1年目▲0.54%、2年目▲0.51%）。この理由は、公共投資の乗数と比べ家計の所得増加に対する乗数が低いことが考えられる²¹。公共投資は、統計上全額が直接GDPに算入される一方、家計の所得増分は、一部が貯蓄されるため、すべてが消費にまわらないという点からも理解できよう。

他方、ケース③では、実質GDPは押し上げられている（1年目0.36%、2年目0.71%）。これは公債の新規発行によって、既存の支出に上乗せされたためと考えられる。ただし、この場合、公債残高は標準解と比較して累増することになる（1年目0.35%、2年目0.88%）²²。

²¹ 本モデルの公共投資乗数は1年目1.04、2年目1.39、減税乗数（所得増加の乗数の代理）は1年目0.40、2年目0.80である。

²² ケース②も、わずかであるが、公債残高が押し上げられている。これは景気下押しによる影響を受けたものと考えられる。